

豊頃町告示第 42 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を、次のとおり定める。

令和4年12月1日

豊頃町長 按 田 武

令和5・6年度建設工事等入札参加資格要件等

第1 資格要件

1 基本的資格要件

豊頃町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

(1) 建設工事に係る請負契約

建設工事に係る請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、当該資格を別表1の定めるところにより工種ごとの契約予定金額に応じ、AからDまで又はA・Bの等級に区分するものとする。

① 令和5年2月1日（以下「審査基準日」という。）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けた工種（以下「許可工種」という。）について2年以上当該建設業を営んでいること。

② ①の許可工種について、審査基準日の直前2年度決算分の完成工事高を有していること。

- ③ ①の許可工種について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。

(2) 設計等に係る契約

設計等に係る契約についての競争入札参加資格者は、審査基準日現在において引き続き1年以上当該事業を営んでおり、直前1年度決算分の完成事業高を有し、資格の種類ごとに次に掲げる要件を満たしているものとする。

- ① 測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けているものであること。
- ② 建築設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けているものであること。ただし、建築設備設計のみを業務とする者は、この限りでない。
- ③ 土木設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、建設コンサルタント登録規程（建設省告示第717号）第2条第1項、地質調査業者登録規程（建設省告示第718号）第2条第1項又は補償コンサルタント登録規程（建設省告示第1341号）第2条第1項に基づく登録を受けているものであり、審査基準日直前の「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」を有していること。

(3) 物品の購入等に係る契約

物品の購入等（物品の購入、物品の賃貸借、物件の製造、清掃・警備等の保守管理、情報システム開発の委託等）に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- ① 審査基準日現在において引き続き1年以上当該事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前1年度決算分の売上高を有していること。
- ③ 許可、免許又は登録等を必要とする営業に関するものは、当該許可等を受けていること。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び令和6年度とする。

第2 資格審査の申請時期及び方法等

1 申請の時期

- (1) 令和5年2月1日から令和5年2月28日までとする。
- (2) 建設工事共同企業体に係る申請時期は、当該建設工事共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 特別の事情がある場合に係る申請時期は、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

次の区分により、申請書類を提出するものとする。

- ① 建設工事（別紙1）
- ② 設計等（別紙1）
- ③ 物品の購入等（別紙2）

第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該競争入札参加資格者の資格を失うものとする。

- (1) 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許又は登録等を要する場合において、当該許可等を取り消されたとき。